

弊社職員の労災認定について

本日、報道がありました通り、昨年 11 月に弊社の職員が急逝された事案につき、過労による労災という認定が下りました。弊社はこれまで、労災の申請及び労働基準監督署の調査に全面的に協力して参りました。

当該職員は、弊社個別指導部門の教室責任者だった方です。職員をこのような形で失ったことは痛恨の極みであり、忸怩たる思いです。改めて、ご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆様には心からのお詫びとお悔やみを申し上げます。

弊社と致しましては、このような事態を招いてしまったことを真摯に受け止め、二度と起こさないよう、改めて長時間労働の抑制を図るための勤務体制の見直しと、現場管理の改善を行いまして、適切な労務管理を徹底して参ります。

2018 年 12 月 7 日

株式会社栄光
代表取締役社長 山本博之